

## 仕様書

### 1 件名

(仮称) 墨田区地域力育成・支援計画策定支援業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

墨田区役所及び区が指定した場所

### 4 目的

「墨田区地域力育成・支援計画 中間改定」の計画期間（令和5年度～7年度）が終了することから、当該計画の見直しを行い、改めて、区の地域力・育成の考え方と、施策の具体的な方向性を定めるため、「(仮称) 墨田区地域力育成・支援計画」を策定する。本計画の策定にあたり、社会経済情勢や地域特性、区民ニーズを的確に反映させ、策定作業を円滑に進行するため、専門的知見に基づいた支援を委託する。

なお、本区では地域力を「人と人とがつながり、様々な主体が各分野・各地域で、地域の課題を積極的に解決していく力」と定義しており、地域力の育成・支援には、学びや協働の観点を含んでいる。

### 5 業務内容

- (1) 区の上位計画である「墨田区基本計画（令和8年6月頃策定予定）」及びその他関連する計画等の内容を踏まえるとともに、令和7年度に実施した関係団体等へのアンケート調査及び全町会・自治会実態調査の報告書等を基に、計画策定に係る支援を行うこと。
- (2) (1)の内容を基に、課題を整理及び分析すること。
- (3) 個別目標、施策の方向性、数値目標等の設定を支援すること。
- (4) 目標達成のための効果的な重点プロジェクトの立案を支援すること。
- (5) 策定後の進捗状況評価手法の構築(府内調査手法、集計・分析手法・評価報告の見せ方等)について、支援を行うこと。
- (6) 有識者等で組織する策定委員会（仮称）、墨田区地域力育成・支援推進本部及び同幹事会の各会議（ただし、計画案の審議を除く。）において意見を聴取するに当たって、助言並びに資料の作成及び印刷を行うこと。
- (7) 前記(6)の会議に出席し、議事録の作成を行うこと。
- (8) 作業に当たって、地域活動推進課と適宜打合せを行うとともに、事前に作成し、地域活動推進課の承認を受けた工程表を基に、スケジュール管理を行うこと。
- (9) 体裁、デザイン、レイアウト等の助言及び反映を行うこと。
- (10) その他策定作業において区が指示すること。

## 6 策定に係るスケジュール（予定）

日程	内容	審議・報告事項
令和8年6～7月	策定委員会（仮称）、墨田区地域力育成・支援推進本部及び幹事会	策定の方向性について
10～11月	策定委員会（仮称）、墨田区地域力育成・支援推進本部及び幹事会	計画素案
12月	墨田区議会11月議会常任委員会パブリックコメント実施	計画素案
令和9年1～2月	策定委員会（仮称）、墨田区地域力育成・支援推進本部及び幹事会	計画案
3月	墨田区議会2月議会常任委員会計画決定	計画案・パブリックコメント結果

※主要なスケジュールのみ記載

※進捗状況により変更になる場合がある。

## 7 成果物

内容及び様式は区と協議すること。また、納品後に内容の誤り等の不備が判明した場合、受託者の責任と費用で直ちに修正等を行うこと。なお、各成果物についてWord及びPDFデータをメールにより送信するほか、CD-Rで提出すること。（電子データの保存に際し、必ずウイルスチェックを行うこと。）

### (1) 令和9年2月5日までに納品

ア （仮称）墨田区地域力育成・支援計画（案）

A4判 上質紙 100～150頁程度 50部及び電子データ

イ （仮称）墨田区地域力育成・支援計画 概要版（案）

A4判 上質紙 10頁程度 50部及び電子データ

### (2) 令和9年3月31日までに納品

ア （仮称）墨田区地域力育成・支援計画

A4判 上質紙 100～150頁程度 多色刷 無線綴じ製本 200部及び電子データ

イ （仮称）墨田区地域力育成・支援計画 概要版

A4判 上質紙 10頁程度 多色刷 中綴じ製本 200部及び電子データ

## 8 支払方法

履行検査確認後、一括して支払う。

## 9 著作権の帰属

(1) 本業務により作成された成果品及び派生する権利等の副産物は本区に帰属するものとし、区の承諾を得ずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、受託者が

調達した図案等で作成者に著作権が留保されたものについては、この限りではない。

- (2) 本業務の履行に当たり生じた文書、印刷物等のデジタル情報、図版、写真及びネガフィルム等については、区に著作権を譲渡するものとし、区が請求をしたときは、区が指定する方法で引き渡さなければならない。

## 10 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、区担当者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、区と受託者が協議のうえ、区の指示に従うものとする。

## 11 連絡先

墨田区地域力支援部地域活動推進課まなび担当

電話 03-5608-6202 (直通)

メール KATSUDOSUISHIN@city.sumida.lg.jp